した者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下この条において「出向元事業主」という。）

イ　出向先事業主が行う事業に当該出向した者が最初に従事する事業所（以下この条において「出向先事業所」という。）における当該従事する期間が一箇月以上の期間であり、出向をした日から起算して二年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。

ロ　出向をした者の出向先事業所において行われる事業に従事する期間（以下この条において「出向期間」という。）における通常賃金の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

ハ　出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによつて行われるものであること。

ニ　出向をした者の同意を得たものであること。

ホ　都道府県労働局長に届け出た出向計画に基づくものであること。

二　あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結した出向先事業主であつて、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備しているもの。

三　第一号に該当する事業主として雇用維持支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、職業能力開発推進者を選任し、同号イからホまでのいずれにも該当する出向の終了後当該事業主の当該出向に係る事業所に復帰した者（以下この条において「復帰労働者」という。）に次のいずれにも該当する復帰後訓練（当該復帰労働者が出向先事業主の事業所において従事した業務に関連した知識又は技能を向上させるための訓練であつて、当該復帰の日から職業安定局長の定める期間内に開始されるものをいう。以下この条において同じ。）を受けさせ、かつ、当該復帰後訓練の期間における復帰労働者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備しているもの。

イ　当該復帰後訓練の開始前に、当該復帰後訓練に係る職業訓練計画が都道府県労働局長に届け出られたものであること。

ロ　復帰労働者の復帰後訓練の期間における賃金の額が、当該復帰労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常賃金の額と同額であるものであること。

3　雇用維持支援コース奨励金の額は、第一号から第三号までに掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当する事業主　次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ　当該事業主が前項第一号イからホまでのいずれにも該当する出向をした者（以下この条において「出向対象労働者」という。）に係る支給対象期間における賃金について同号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向先事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額に、出向契約において当該事業主が負担することとされている割合を乗じて得た額）に支給対象期間における諸経費として職業安定局長が定める額を加えた額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額

（削る）